

練馬区における学校運営協議会の  
導入に向けて（報告）

令和6年（2024年）1月  
練馬区学校運営協議会検討委員会

## 練馬区における学校運営協議会の導入に向けて（報告） <目次>

1	本報告作成の目的	2
2	はじめに（学校運営協議会制度導入の背景）	2
3	練馬区における学校を取り巻く地域の現状	4
	(1) 地域防災活動など（区民防災課）	
	(2) 町会・自治会など（地域振興課／協働推進課）	
	(3) 学校応援団・ねりっこクラブなど（子育て支援課）	
	(4) 青少年委員・PTAなど（青少年課）	
	(5) 学校支援コーディネーター・部活動地域移行など（教育指導課）	
	(6) その他（都市農業課、福祉部管理課・総合福祉事務所）	
4	学校運営協議会実証結果報告	7
	(1) 練馬東小学校	
	(2) 光和小学校	
	(3) 豊溪中学校	
5	コミュニティ・スクールの指定に向けた基本的な考え方	10
	(1) 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの指定）	
	(2) 指定を行う意義	
	(3) 指定にあたっての進め方	
	(4) 実証校の選定について	
	(5) 指定までの流れ	
6	練馬区における学校運営協議会の仕組み	11
	(1) 導入にあたっての基本的考え方	
	(2) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について	
	(3) 所掌事項について	
	(4) 委員について	
	(5) 運営について	
	(6) 他の制度との関係	
7	学校運営協議会導入へ向けて～「実証校」から「実施校」へ～	15
8	今後の方向性	17
	(1) 導入・拡大について	
	(2) 既存制度等との関係について	
9	おわりに	18
付属資料 1	令和5年度 練馬区学校運営協議会検討経過	19
付属資料 2	練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱	21
付属資料 3	練馬区学校運営協議会検討委員会運営要領	23
付属資料 4	練馬区学校運営協議会検討委員会名簿	25
付属資料 5	練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱	27
付属資料 6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）および文部科学省解説	31

## 1 本報告作成の目的

本区においては、地域との協働を一層進めるため、令和3年度、4年度に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入した学校運営のあり方を研究するモデル校を設置した。2年間の研究の結果、積極的な地域人材の活用により、児童生徒の興味・関心を高める教育活動が充実するなど、一定の成果が見られた。

令和5年度には、モデル校での成果を区立小中学校（園）（以下「学校」という。）に広げるため、小学校2校、中学校1校を実証校として指定するとともに、学校運営協議会制度を導入した学校運営のあり方について検討するため、学識経験者や学校・町会の関係者、青少年委員等で構成される学校運営協議会検討委員会を設置した。本委員会では、実証校の成果および課題を共有し、本区における学校運営協議会の所掌事項や構成員等のあり方について検討を進めてきた。

本報告は、学校運営協議会検討委員会運営要領第3条に基づき、本区における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入した学校運営のあり方、課題等を検討し、検討の過程および結果を本検討委員会より教育委員会へ提言することを目的として作成したものである。

## 2 はじめに（学校運営協議会制度導入の背景）

社会の変化が著しい時代を迎え、学校や地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中、学校、家庭および地域がより一層連携した上で教育を推進することが重要である。

この考え方は、関係法令においても明確に規定されており、教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」とある。

また、学校教育法第43条では、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」とあり、この規定は、幼稚園（同法第28条）、中学校（同法第49条）にも準用されている。このように、これからの教育においては、学校の実情に対する共通理解を持つことにより、学校・家庭・地域相互の連携協力の促進を図ることが期待されている。

本区では「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン」において、区民協働の理念のもと、改めて「家庭や地域と連携した教育の推進」に向けて取り組んできた。その取組の一つとして、校長が保護者や地域関係者から、学校運営の改善のために、「学校評議員制度 ※1」を全校に導入し、地域の声を生かした学校運営を行うとともに、「学校支援コーディネーター ※2」を全校配置することにより、地域人材を活用した学習支援や教育活動の充実を推進してきた。

これらの制度を活用し、進展してきた活動実績を踏まえ、さらに「地域との協働」を進めるため、令和3年度、4年度には、区教育課題研究指定校による「学校運営協議会

制度（コミュニティ・スクール） ※3」を導入した学校運営のあり方を研究するモデル校を設置し、令和5年度には「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」の実証を小学校2校、中学校1校について行った。

#### ※1 学校評議員制度

校長が、必要に応じて保護者や地域住民から学校運営に関する意見を聴くために設置されている。これは、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすための制度である。

また、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき実施される「学校評価」には、①自己評価、②学校関係者評価、③第三者評価の3つの方法がある。このうち「学校関係者評価」とは、保護者や地域住民等、学校と直接関係のある人物を委嘱し、実施するものであり、この学校評議員による組織のことを学校評議委員会と称している。

学校評議委員会は、「練馬区立学校評議員設置要綱」に基づき、教育活動等の学校運営の改善を図るために設置されており、主な評価事項は、①学校の中期および単年度の具体的目標ならびに学校運営にかかわる具体的計画、②学校の自己評価および改善方策である。

#### ※2 学校支援コーディネーター

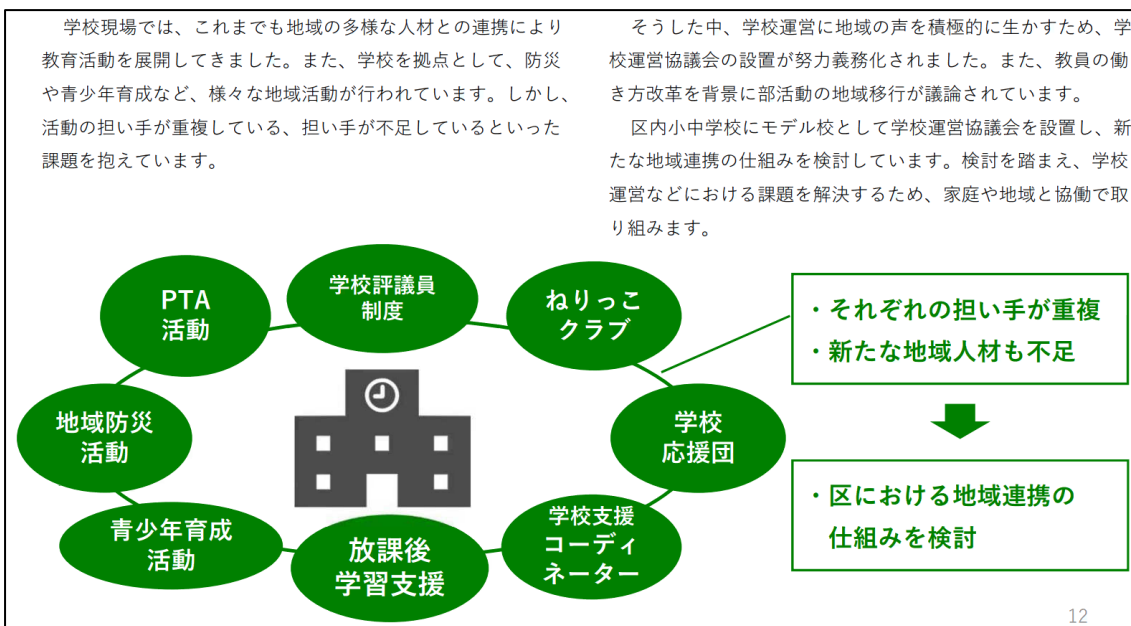
学校教育活動の充実のために地域人材を活用する際の支援の橋渡しを行うための人材である。これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するものとして、本区では、全校園に配置されている。また、令和5年度現在では、統括コーディネーター4名が各校園の学校支援コーディネーターの活動の支援や助言を行っている。

#### ※3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会とは法令上の制度であり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成16年9月に施行された。学校運営協議会は、保護者や地域住民が学校運営に参画する制度であり、教育委員会が指定する学校において設置することができるものである。設置にあたっては、教育委員会が必要な教育委員会規則を制定し、これに基づき指定手続を行う。学校運営協議会の主な役割は、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べること、③教職員の任用に関して任命権者に意見を述べることである。平成29年度より学校運営協議会制度の設置は努力義務化された。

なお、国は、学校運営協議会が設置された学校や学校運営協議会制度そのものを「コミュニティ・スクール」と呼称している。

### 3 練馬区における学校を取り巻く地域の現状



「取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成」（令和5年3月 練馬区）

#### (1) 地域防災活動など（区民防災課）

全校を避難拠点に位置付け、震度5弱以上の地震発生時に開設し、避難者の受入れや防災拠点の役割を担う。避難拠点の運営は要員（区職員および学校教職員）が行い、避難拠点運営連絡会が協力する。

避難拠点運営連絡会は、町会や自治会、管理組合、PTAなど地域住民で構成され、総会や会議の開催、避難拠点訓練の実施など、発災時に適切な行動が取れるよう、日々活動している。

避難拠点運営連絡会の運営においては、メンバーの固定化や高齢化、地域によっては他の活動と重複している人がいるなどの課題がある。保護者に参加を呼び掛けるとともに、次世代を担う児童・生徒への防災教育を通じた防災に触れる機会の拡充などにより、地域全体の防災力の強化に取り組む必要がある。

#### (2) 町会・自治会など（地域振興課／協働推進課）

地域の現場では、町会・自治会をはじめ、NPO、ボランティア団体などが地域の課題を我が事として考え、自発的に活動する動きが広がっている。区は、こうした団体の取組を後押しし、支援している。各町会の地域では、主に町会員対象の行事や、地域の夏祭り秋祭りなど各種事業を実施している。防災訓練や防火防犯活動、清掃活動、子供や高齢者の見守りなどを実施している地域もある。地域の学校などと連携しながら、祭りや行事を児童・生徒に協力してもらい実施しているところも出てきている。

新規に町会に加入する世帯は減少傾向にある。集合住宅などで、棟ごとの加入が進まない地域では、加入率の低下が顕著になっている。町会未加入世帯が増加することで、地域住民同士のつながりが以前より希薄になっている地域もある。また、町会員の高齢化、役員の固定化、担い手不足により、区の会議体や協議会への委員選出などの役を重複して担っている町会員も多く、一部の人に負荷がかかっている。若い世代の町会加入が進まないことにより、町会活動の継続の実施が難しい地域も出てきている。今後、子育て世代を含む世帯の町会加入を促進し、地域での町会活動に気軽に参加できる環境を整え、祭りなどをきっかけに、多世代で地域活動ができるようにしていく必要がある。

### (3) 学校応援団・ねりっこクラブなど（子育て支援課）

全区立小学校に町会・自治会やPTAなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の子供および地域のために、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の有効活用を図ることにより、地域の核としての開かれた小学校づくりを推進している。各学校応援団が地域人材を確保し、放課後等の学校で、遊び、学び、読書などの居場所として子供が過ごせる「ひろば事業（放課後子供教室事業）」や、「学校開放事業」、「応援団まつり」などを実施している。各学校応援団で特に中心となって活動を支援している方々は、学校評議員、学校支援コーディネーターをはじめ学校や地域で様々な役割、活動を重複して担っていることが多い。また、学校応援団は学校との関係が深いため、教育活動においてボランティアとして協力を行っている事例もあり、中心的に活動している方の負担は大きくなっている。

なお、現在区では、「学童クラブ」と「ひろば事業（放課後子供教室事業）」それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の全校実施に向けて取り組んでおり、「ひろば事業」は、学校応援団での実施から学童クラブ運営事業者での実施へと順次、移行している。

ねりっこクラブ実施校では、学校応援団やその他の地域の方々から運営に関する意見や、学区域内の子供たちを取り巻く環境についての意見等をもらっている。また、ひろばに職員として関わっている方々からは、日常的にひろば事業の運営について意見をいただいている。

### (4) 青少年委員・PTAなど（青少年課）

青少年委員は、小学校校長の推薦により、各小学校の通学区域から1名ずつと、小・中学校校長会から代表各1名の計67名で構成されている。主に、小学5・6年生および中学生を対象としたジュニアリーダーの養成、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。近年は委員が欠員の学校があり、担い手不足が一部にみられる。

P T Aは、社会教育法第 10 条で「公の支配に属しない主に社会教育を目的として活動する団体」として、自主・自立的に運営を行う任意団体と位置付けられている。区が直接団体運営に関わることは制限されているため、各校の P T A会長等で構成される P T A 連合協議会に対し、必要に応じて助言を行うなど活動を支援している。

**(5) 学校支援コーディネーター・部活動地域移行など（教育指導課）**

学校と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを全校に配置し地域と一体となった学校運営の推進を行っている。しかしながら、地域人材を探し出す大変さや、連絡や打ち合わせに要する教員の負担が大きい現状がある。地域の様々な活動を重複して支えている人もおり、担い手の負担が増加している。

また、中学校の部活動について、国は令和 8 年度までに「休日部活動の地域移行」を推進しており、現在区でも検討準備委員会を立ち上げ、今後生徒、保護者および地域のスポーツ団体等の意見を伺いながら、人材や費用の面等において、検討を進めていく。

**(6) その他（都市農業課、福祉部管理課・総合福祉事務所）**

都市農業課と教育指導課とが連携し、「農業者と連携した体験学習」を推進するために、令和 4 年度から区内農業者と希望する区立小学校とのマッチングを実施している。現在、全ての小学校において、区内農業者と学校担当者とが協力して、子供たちに栽培・収穫体験や農園・農作業見学等を行っている。

福祉部管理課および各総合福祉事務所が事務局を担う民生児童委員協議会は、約 570 名の民生・児童委員で組織されている。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼ねており、地域の子供や妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っている。また、民生・児童委員のうち、児童問題を専門に担当する主任児童委員は、保護者に対する相談支援や児童福祉に関する専門機関（学校、子ども家庭支援センター等）との連絡調整を行っている。

## 4 学校運営協議会実証結果報告

### (1) 練馬東小学校

#### ① 取組および成果

##### ア 取組

- ・年5回の学校運営協議会開催による、学校経営方針の確認と学校・家庭・地域との情報共有
- ・校内地域連携部を中心とした、地域学校協働活動の充実（計画・調整・実施・振り返り）。
- ・地域人材活用
  - 【1年生】百人一首大会、保育園交流      【2年生】町探検、昔遊び
  - 【3年生】地域の昔調べ、習字教室      【4年生】福祉教育
  - 【5年生】地域安全マップ作り      【6年生】キャリア教育
  - 【特別支援学級】もの作り、施設見学

##### イ 成果

- ・定期的に協議の場を設けることで連携がより密になり、活動内容の拡充や協力者の新規開拓が実現し、多くの教育活動の更なる充実を図ることができた。

#### ② 「学校運営協議会制度」を導入した場合に期待される効果

- ・学校と地域との連携が新たに生まれ、学校に関わりたいがその糸口をつかめずにいる方や学校からはつながることができなかつた方の協力を新たに得られることにより、地域とともにある学校づくりがより一層推進される。

#### ③ 課題

- ・地域と協働する教育活動に対する教員・保護者・地域の理解を更に深める。
  - 授業改善を通して教員の地域学校協働活動への参画意識を高める。
  - 学校ホームページによる広報や授業公開を通して保護者や地域の理解を深める。
- ・教員の異動や分掌の変更時に、地域人材等の情報を確実に引き継ぐ。
- ・外部折衝や内部調整等を担うミドル・リーダーを育成する。

### (2) 光和小学校

#### ① 取組および成果

##### ア 取組

- ・学校公開のある第2土曜日の授業参観後に学校運営協議会を実施した。
- ・校長、副校長、教務主任、生活指導主任、経営主任の他、提案のある学年・専科主任や行事主任が参加し、校外学習や運動会等の行事、学校の状況と課題等を報告・相談
- ・地域人材活用
  - 【1年生】いきものふれあい体験      【2年生】まち探検
  - 【3年生】農業体験、消防団のはたらき      【4年生】福祉教育



【5年生】防災教育                      【6年生】キャリア教育、薬物乱用防止教室  
【教職員】教職員のまち探検、避難拠点開設対応訓練等

#### イ 成果

- ・地域の「人」「もの(店)」「こと(行事)」についての関心や理解を深めることができ、学習材として効果的に授業に取り入れることのできる教員が多くなった。

#### ② 「学校運営協議会制度」を導入した場合に期待される効果

- ・PTAや町会、青少年育成等、各団体の代表者で構成される学校運営協議会で、学校の現状や課題、願いや思いだけではなく、家庭や地域の方々の願いや思いを相互に情報共有し、双方向性のある連携を強化することにより、多様化するさまざまな課題を解決することができる。
- ・お互いの立場から意見交換を行うことにより、学校からだけではなく学校運営協議会から各団体であるPTA（保護者）、町会（地域全体）に情報を広げることができる。
- ・教職員が異動しても、地域人材活用や学校の施策等が持続して取り組むことができる。

#### ③ 課題

- ・教員と保護者、地域との連携でより多くの人に関わっていけるように広げていく。
- ・学校運営協議会委員の選定方法や構成メンバーの対象をどこまで広げるか。
- ・学校運営協議会の開示対象

### (3) 豊溪中学校

#### ① 取組および成果

##### ア 取組

- ・2年間の研究指定で培ってきたネットワークを基に、地域、保護者、健全育成第六地区委員会や主任児童委員、民生委員、児童館など様々な関係機関の方々と魅力ある学校づくりを始めた。
- ・放課後の居場所づくりとして、月に1回放課後の時間を利用して、カフェスズシロを学校運営協議会委員が中心となって運営している。
- ・近隣の北地区区民館と連携して行う「ゆる部」の活動も2か月に1回行っており、「ボッチャ」「卓球」「グラウンドゴルフ」等、地域の方に指導していただいている。
- ・地域の伝統文化を直接学ぶ取組として「旭太鼓」「能楽」の授業を実施している。

##### イ 成果

- ・これまで以上に多くの方々に子供たちの成長に関わっていただくことができた。これからも継続して、地域、保護者との連携、協働した学校づくりに取り組み、5年後も10年後も地域から愛される学校にしていきたい。

## ② 「学校運営協議会」を導入した場合に期待される効果

- ・学校運営協議会を導入することは複雑化する地域社会の様々な課題に地域保護者等とともに向き合い解決していくために大切である。地域・保護者など多くの人達と連携・協働し子供たちを育てていく、より充実した教育活動が期待できる。
- ・これからもより多くの学校が、「学校運営協議会制度」を活用することを通して、地域、保護者とともに、様々な課題を解決していくことを期待する。

## ③ 課題

- ・地域によって環境や資源、課題についても様々であり、その中でコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、学校教育を充実したものにするには、学校運営協議会の役割は大きく、その組織作りは重要な要素となる。
- ・運営について、教職員、地域、保護者が一緒になって話し合う機会の設定に課題が残った。それぞれの立場や参加できる時間を模索し、無理をせず目指す学校、育てたい生徒について熟議を重ねることが必要と考える。

## 5 コミュニティ・スクールの指定に向けた基本的な考え方

本検討委員会では、つぎの内容を前提として協議を行った。

### (1) 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの指定）

設置にあたり、教育委員会が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき規則等を制定しコミュニティ・スクールの指定および委員の任命を行う。

### (2) 指定を行う意義

学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域住民・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めることにより、学校と地域・保護者等との双方向の信頼関係を深め、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むとともに学校と地域が相互に教育力を高め、子供たちの豊かな学びと育ちの環境づくりを行う。

### (3) 指定にあたっての進め方

① 教育委員会が決定した実証校（小学校2校、中学校各1校）について、区の要綱に基づいた「学校運営協議会制度を導入した学校運営を行う学校」（以下「コミュニティ・スクール」という。）の指定をした上で、成果の実証とその後の拡大に向けた評価を行う。

② 指定に向けた共通理解と課題の整理は、教育委員会が事務局となり、学識経験者、地域に係る各活動の代表者、実証校の関係者および校長会代表者等で組織する「練馬区学校運営協議会検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置して行う。

③ 実証校の学校運営協議会の運営は、基本的に指定を受けた学校が責任をもって行うが、教育委員会も適宜指導助言を行う。

### (4) 実証校の選定について

地域による学校支援活動が安定的に行われており、学校運営協議会を設置することにより、一層学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むとともに、相互に教育力を高めることが期待できる学校を指定する。

※上記の理由によって、令和5年度には、練馬東小学校・光和小学校・豊溪中学校を実証校として選定した。

### (5) 指定までの流れ

① 教育委員会が検討委員会を設置し、関係者間の理解と課題の整理等、意識の共有化を図る。

② 実証校となった学校は、練馬区学校運営協議会実証校事業設置要綱に基づき、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会と情報共有しながら具体的な体制づくりを行う。

③ 教育委員会は、練馬区学校運営協議会検討委員会において、教育委員会規則を制定しコミュニティ・スクールの指定を行う。

## 6 練馬区における学校運営協議会の仕組み

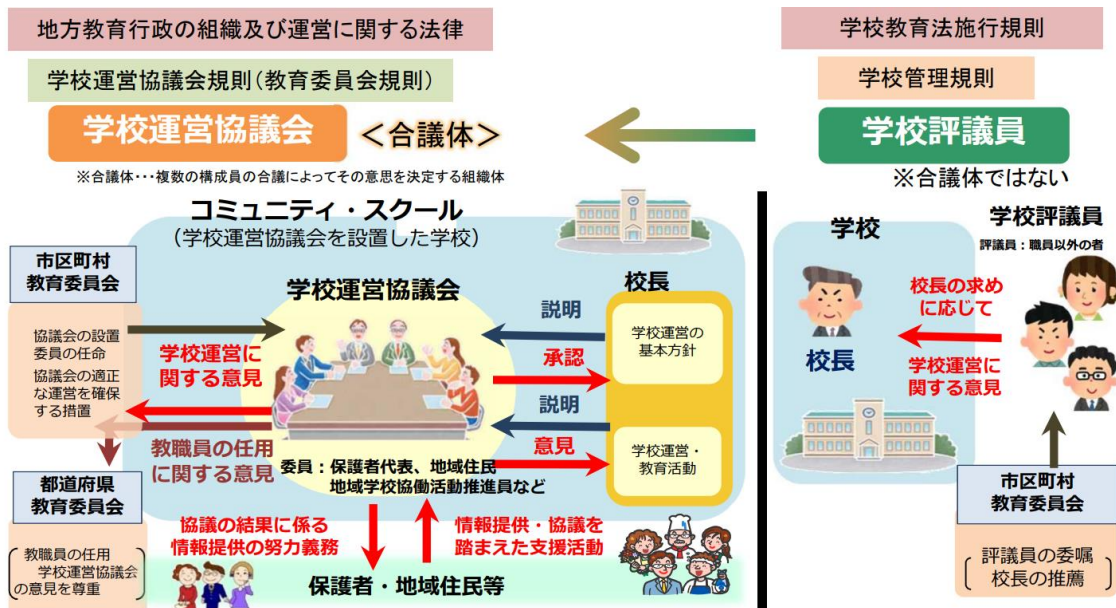
本検討委員会では、練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱第2条に基づくつぎの所掌事項について協議を行った。

- 1) 練馬区における学校運営協議会制度のあり方、その意義および仕組みに関すること。
- 2) 学校運営協議会の設置にあたり、教育委員会規則の制定に必要な事項に関すること。
- 3) その他、運営に関し必要なこと。

安定したよりよい制度運営を目指すための方向性や諸課題について協議し、制度のあり方や仕組みのほか、規則制定に必要な事項等の検討を進めてきた。その結果、実証校に留まらず、どの区立小中学校および幼稚園においても対応できることに留意し、(1)～(6)の方向性で学校運営協議会を導入することを提案する。

### (1) 導入にあたっての基本的考え方

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入は、保護者や地域住民等が学校運営に参画するための仕組みである。
- ・学校、保護者、地域が一体となり、それぞれの立場からの役割を明確にして運営を行っていく必要がある。
- ・これまで学校が担ってきた業務を、保護者や地域に安易に移譲するものではない。
- ・各学校での導入は、導入前年度に実証校として取り組み、その成果や課題を検証した上で行う。
- ・学校と関係性の深い既存の団体および活動（避難拠点運営連絡会、学校応援団等）との関係性については、地域の状況や設立の経緯を踏まえ、学校運営協議会と一体的な推進が図れるよう、事前に十分に相互の役割や立場の確認を行う。



「コミュニティ・スクールのつくり方」(令和2年10月 文部科学省)

## (2) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について

### ① 導入の要件

練馬区における導入の意義を明確にするため、上記(1)の基本的考え方を踏まえ、導入の要件をつぎの1～3のとおりとすることが妥当である。

- 1 学校、学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）および地域住民等が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むとともに、子供たちの豊かな学びおよび育ちの環境づくりを推進できること。
- 2 保護者および地域住民等が学校の運営に参画することで、学校と保護者・地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域に開かれた学校づくりに資すること。
- 3 保護者および地域住民等が学校と協働するとともに、それぞれが責任をもってよりよい学校づくりを進めること。

### ② 指定の申請

地域や保護者の要望を踏まえつつ、指定を希望する学校が申し出をできるようにするため、校長を申請者として、規則に規定しておくことが望ましい。

### ③ 期間および再指定

特に定めないこととする。

## (3) 所掌事項について

### ① 承認事項

法定事項のほか、校長の所掌事項を勘案し、つぎのとおり規定することが妥当である。校長から求められた事項についても審議できるようにすることが望ましい。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成および執行に関すること。
- (5) 施設管理および施設設備等の整備に関すること。
- (6) その他、校長から求められた事項

### ② 意見を述べる事項

学校運営協議会の役割であるため、規定を整備する。

## (4) 委員について

### ① 人数

委員構成、各学校の規模や状況の違いを考慮し、上限を15人とする。

### ② 構成

各学校の状況に合わせるため、保護者、地域住民、学校関係者のほか、「その他、教育委員会が適当と認める者」を含め、自由度を確保すべきである。

③ 委員の任命手続（推薦等）

学校や地域の実情を踏まえるため、設立当初は校長が教育委員会に推薦できるようにしておくべきである。その後は、各校の学校運営協議会より推薦していく。

④ 委員の責務

委員として、遵守すべき事項（守秘義務、禁止事項）を規定しておく。

⑤ 任期および再任

委員が承認した学校運営の基本的な運営方針について、それが教育活動で実践されているか確認できるようにするため、任期は2年とする。

運営面を考慮して、再任は4回（最長8年）までとするなど、計画的な人材の入れ替えを図る。ただし、再任を妨げない特別な規定を定めることとする。

⑥ 会長および副会長

学校運営協議会の独立性を保つため、会長および副会長は、当該校の校長を除き、委員の互選により決定すべきである。

⑦ 委員の辞任および解任

任期途中の不測の事態に備えるため、手続きを規定しておくべきである。

(5) 運営について

① 招集

協議会は、会長が招集する。

② 会議の開催

開催するにあたっては委員の過半数の出席を要件とすることが妥当である。

③ 議決

議決にあたっては、出席委員の過半数で決することが妥当である。賛否同数のときは会長の決するところによることが妥当である。

④ 公開

地域等に広く知ってもらうため、会議は原則公開とする。ただし、個人情報扱うことが必要な場合は、非公開とすることを明確にすべきである。

⑤ 情報提供

学校運営協議会を理解してもらうため、その活動内容について情報発信を行う必要がある。

⑥ 部会設置

学校運営への参画を促進するため、必要に応じて部会を設置できるようにすることが望ましい。

⑦ 点検・評価

学校評議委員会で行っている学校関係者評価について、学校運営協議会における所掌事項とする。なお、学校関係者評価の結果については公表するものとする。

## ⑧ 運営報告

学校運営協議会の活動の総括、検証のため、年度終了後、教育委員会に対して学校関係者評価の結果とともに運営報告を行う。

## ⑨ 教育委員会の指導・助言

教育委員会の責務として、必要に応じて指導、助言および情報提供を行うことができるものとする。

## ⑩ 研修

委員就任時には、任命する教育委員会が研修を実施する。

## ⑪ 指定の取り消し

教育委員会の指導および助言にもかかわらず、適切な運営が実施されない場合に限り行う規定を設ける。

## (6) 他の制度との関係

練馬区立の学校（園）には、既に、全校に学校評議員制度、学校支援コーディネーターが整備されている。これらの組織や人材について、それぞれの役割や委員構成等を考慮すると、学校運営協議会が設置された場合には、つぎのように整理することが望ましい。

### ① 学校評議員

学校評価について学校運営協議会で行うことを規則で定め、組織の簡素化、学校側の省力化のためにも、統合することが望ましい。ただし、学校運営協議会そのものの評価については、学校関係者評価項目に入れ、地域、保護者、教職員等からの評価を受けることとする。

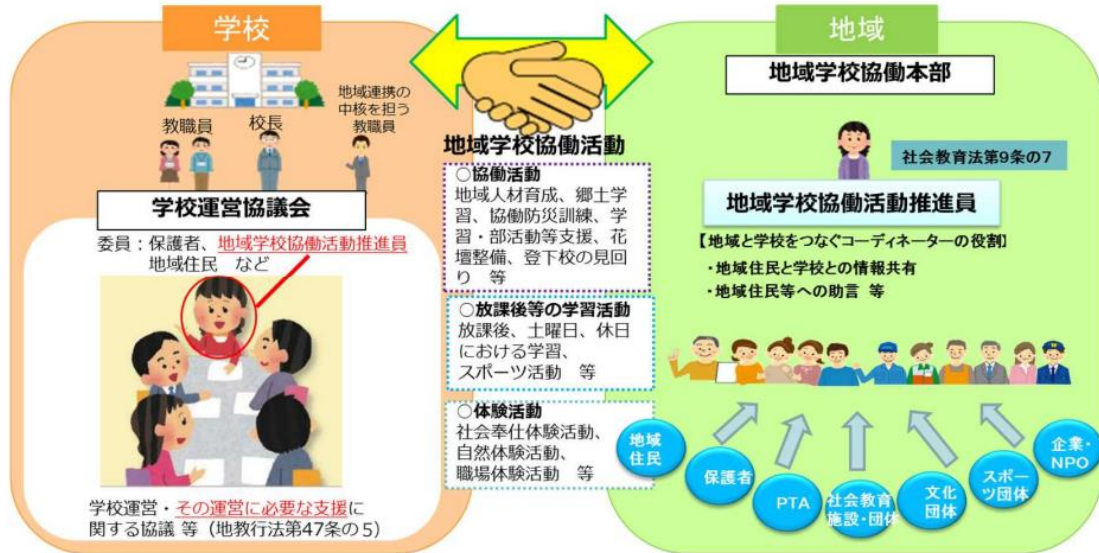
### ② 地域学校協働本部等

本区においては、全ての区立小中学校および幼稚園において、学校支援コーディネーターを介した地域人材の活用を行っているため、同コーディネーターを地域学校協働活動推進員として、地域学校協働本部を設置する学校（園）としている。地域学校協働本部の運営および学校運営協議会との連携方法等については、学校支援コーディネーターの位置付けなどを含め、各学校や地域の状況に合わせた整理が必要である。

※上記以外にも学校や地域で活動していただいている方は、学校や地域で様々な役割を担っている。また、学校運営協議会と目的や意義など重なる部分が多い組織も既に設置されている。学校運営協議会の設置にあたっては、こうした人材や組織の負担等を考慮しながら、地域や学校の状況に合わせた対応とすることも必要である。学校園ごとの地域性や各団体設立の歴史的経緯や実情を踏まえて、学校運営協議会導入に際して十分な理解が得られるよう、実証段階において丁寧な説明を行う。

## 学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「**地域学校協働本部**」と**双方が機能することが重要**です。**地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になること**で、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「**一体的**」に取り組む推進体制を構築することができます。



「コミュニティ・スクールのづくり方」（令和2年10月 文部科学省）

## 7 学校運営協議会導入へ向けて～「実証校」から「実施校」へ～

※実施校＝法定CS化校

今後の学校運営協議会の導入について、つぎのとおり計画的に行うことが望ましい。

- ① 実施を検討する学校は、その前年度までに、地域、保護者等へ情報提供の上、「実証校」として区の指定を受ける。
- ② 「実証校」は、実証期間を1年設け、その期間中に「練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱」に基づき、保護者および地域への説明、委員の委嘱等を行い、学校運営協議会を基盤とした学校運営を行う。
- ③ 「実証校」は、その年度内に、検証結果を教育委員会および練馬区学校運営協議会検討委員会に報告する。
- ④ 教育委員会および練馬区学校運営協議会検討委員会は、「実証校」による検証結果を基に翌年度の実施に向けた検討を行う。
- ⑤ 「実証校」において、十分な成果が見られた場合は、翌年度から「実施校」として取組を進めていく。十分な成果が見られない場合は、翌年度以降も「実証校」として取り組むなどの対応を行う。
- ⑥ 「実施校」は、「練馬区学校運営協議会規則」に基づき、学校運営協議会を行っていく。



※「実証校」から「実施校」に至るまでの流れ

実証前（前年度までに）	実証期間（原則1年間）	実施（法定CSへ）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、保護者、地域との情報共有（CSについての研修、理解啓発の取組など）</li> <li>・学校評議委員会等での検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">教育委員会への申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会委員選定</li> </ul> <p>※実証校委員は、「有償ボランティア」として活動</p>	<p>「練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱」に基づいた学校運営の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">教育委員会へ実証状況の報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「練馬区学校運営協議会検討委員会」での検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">次年度実施校の決定</p> <p>※実証の状況により、実証期間を延長する。</p>	<p>「練馬区学校運営協議会規則」に基づいた学校運営の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区による委員の任命</li> <li>※実施校委員は、「区非常勤特別職公務員」として活動</li> <li>・所掌事項の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※実証期間の年間予定（例）

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任命（区教育委員会より）</li> <li>・学校経営方針の説明（年間計画案、現状報告など）</li> <li>・組織づくり（委員内役割分担）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画決定</li> <li>・予算執行計画</li> </ul>
6月 ～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動成果、課題報告準備</li> </ul> <p>※学校運営協議会における「熟議」を通じて、地域や学校の課題解決に向けた取組を進める。</p>
9月 ～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会報告準備</li> <li>・学校評価アンケート準備</li> <li>・<u>人事に関する意見交換</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">「練馬区学校運営協議会検討委員会」での実証状況の確認⇒法定CS化承認</p>
12月 ～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価考察</li> <li>・<u>学校経営計画に関する意見交換</u></li> </ul>
2月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校経営計画の承認</u> ⇒次年度教育課程提出</li> <li>・次年度法定CS実施計画（案）策定 ⇒実施計画、予算計画、協議会人事</li> <li>・法定CS化諸手続き完了</li> <li>・保護者および地域説明 等</li> </ul>

## 8 今後の方向性

今後の方向性について、つぎのとおり提案する。

### (1) 導入・拡大について

これまで小学校2校、中学校1校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行ってきた。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を段階的に導入することを目標とすることが望ましい。

令和6年度から本格導入（法定CS化）を開始し、その実施状況の検証を踏まえ、令和7年度より新たな実証校を選定していくとよい。全ての区立小中学校および幼稚園での導入を前提として、実証状況を踏まえつつ段階的に拡充していく。

### (2) 既存制度等との関係について

#### ① 学校評議員制度について

学校運営協議会制度を導入した学校については、学校評議員の役割を学校運営協議会委員が担う。

#### ② 学校評価について

練馬区学校運営協議会規則第16条に基づき学校評価等を行う。

#### ③ 学校支援コーディネーターについて

現在、教育課程内の活動および学校管理下における教育活動の充実のための人材活用支援に資する活動を行っている。学校運営協議会制度導入後についても、原則、同様の役割を担う。将来的には、コミュニティ・スクールの趣旨に鑑み、学校管理下の活動に加え、学校管理外の放課後の活動や休日の地域行事等の活動の充実のための地域と学校の橋渡し役である「地域学校協働推進員」としての役割が期待される。

このことについて、現在の区の「学校支援コーディネーター」のあり方とともに、本検討委員会および「練馬区学校・地域連携推進委員会」等において議論し、整理する必要がある。

#### ④ その他

既存の地域団体、地域における各種組織と学校運営協議会制度との関係性については、引き続き本検討委員会で議論し、整理する必要がある。

## 9 おわりに

各実証校の取組を踏まえ、関係各課および委員間で共通認識を深めるために検討を随時行い、学校および地域の現状を踏まえて、導入効果と課題の検証、把握に努めるとともに必要に応じて部会等の設置も検討し、それぞれの学校で実態に合わせた組織体制や活動方法を考えていくことが必要となる。その上で、学校を取り巻く既存の地域団体、地域における各種組織等との連携のあり方については引き続き検討を重ね、地域人材の重複による負担増、担い手不足など、地域を取り巻く課題についても解決を図っていくことが必要である。

また、全校園への学校運営協議会制度の導入の過程で、「小中一貫教育校」および「練馬区立幼稚園」への導入のあり方についても改めて検討を行う必要がある。

学校運営協議会制度の導入により、保護者および地域住民その他の関係者の理解を深め、「区民協働」の取組を進めるとともに、これらの皆さんとの連携および協力により「地域に開かれた学校（園）づくり」が推進されることで、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」のための「子どもたちの笑顔輝く」よりよい環境づくりに資することを期待する。

令和 5 年度 練馬区学校運営協議会検討委員会検討経過

	日 程	内 容
第 1 回	7/10(月)	<p>①検討委員会の運営について</p> <p>②学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について</p> <p>③練馬区における学校と地域の協働について</p> <p>④実証校（3校）の実証目的および現状報告</p> <p>⑤検討事項の確認</p>
第 2 回	8/22(火)	<p>①実証校（3校）の現状報告</p> <p>②練馬区学校運営協議会規則（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事項の取り決め（承認事項、意見具申事項 等）</li> <li>・学校運営協議会構成委員（任免、人数、構成、任期 等）</li> <li>・会議の持ち方（招集、開催、議決、公開の有無、部会設置可否 等）</li> <li>・学校運営の評価</li> </ul> <p>③学校運営協議会委員（区非常勤特別職公務員）の報酬額について</p> <p>④検討結果報告書作成について</p>
第 3 回	12/12(火)	<p>①実証校（3校）の現状報告</p> <p>②検討結果報告書（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールの指定</li> <li>・練馬区における学校運営協議会の仕組み</li> <li>・学校運営協議会導入へ向けて</li> <li>・今後の方向性</li> </ul> <p>③練馬区学校運営協議会規則（案）について</p> <p>④学校運営協議会委員（区非常勤特別職公務員）の報酬額について</p> <p>⑤次年度以降の検討委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校からの報告</li> <li>・実証校の選定 等</li> </ul>



練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱

令和 5 年 3 月 30 日  
4 練教教指第 4404 号

(設置)

第 1 条 学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任を持って学校運営への参画を進めるため、練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱（令和 5 年 3 月 30 日 4 練教教指第 4404 号）第 2 条第 1 項に規定する学校運営協議会の実証校（以下「実証校」という。）の検証等を行うに当たり、練馬区学校運営協議会検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会はずぎの事項を検討する。

- (1) 練馬区における学校運営協議会制度のあり方、その意義および仕組みに関すること。
- (2) 学校運営協議会の設置にあたり、教育委員会規則の制定に必要な事項に関すること。
- (3) その他、運営に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員はずぎに掲げる者につき、教育長が委嘱または任命する委員 20 人以内をもって組織する。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 学識経験者  | 1 人 |
| (2) 地域等代表者（町会関係者、学校応援団関係者、青少年委員会）  | 3 人 |
| (3) 区立の小学校および中学校の P T A 代表者  | 2 人 |
| (4) 区立の幼稚園、小学校および中学校の長   | 3 人 |
| (5) 実証校関係者（練馬区学校運営協議会実証校要綱第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者）                                | 6 人 |
| (6) 練馬区学校・地域連携事業実施要綱（平成 28 年 1 月 28 日 4 練教教指第 2902 号）第 5 条第 2 項に規定する統括コーディネーター | 1 人 |
| (7) 教育振興部長   | 1 人 |
| (8) 前各号に掲げる者のほか、第 5 条に規定する会長が必要と認める者   |     |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に、会長および副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は学識経験者の委員とする。
- 3 副会長は、教育振興部長の職にあるものを充てる。
- 4 会長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は会長が招集する。

2 会長は必要があると認めたときは、事案に関係ある者に委員会への出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

3 会長は、検討結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育振興部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、練馬区教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

練馬区学校運営協議会検討委員会運営要領

令和5年3月30日  
4 練教教指第4404号

(目的)

第1条 この要領は、練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱（令和5年3月30日4練教教指第4404号）に基づく、練馬区学校運営協議会検討委員会（以下「検討委員会」という。）の円滑な運営を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(検討対象校)

第2条 検討委員会で検討を行う対象とする学校は、練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱（令和5年3月30日4練教教指第4404号）第2条第1項により指定を受けた練馬区立小・中学校とする。

(検討委員会の事務)

第3条 検討委員会が行う所掌事項に係る事務の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 学校運営協議会の導入および運用のあり方、課題等を検討すること。
- (2) 検討の過程および成果を練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告すること。
- (3) 検討の過程および成果を地域および練馬区全体に周知し、学校運営協議会制度の普及・啓発に努めること。
- (4) 学校運営協議会の設置に向け、教育委員会に提言を行うこと。

(学校運営協議会制度の導入・運用に係る検討事項)

第4条 前条第1号の規定による検討事項は、おおむねつぎのとおりとする。

- (1) 学校運営協議会の機能、権限および責任に関する事項
- (2) 学校運営協議会の規模および運営方法ならびに委員の選出方法に関する事項
- (3) 学校運営協議会と教育委員会および学校長との関係に関する事項
- (4) 学校運営協議会と学校評議員会その他既存組織との関係およびその位置付けに関する事項
- (5) 検討対象校の学区およびその周辺における地域コミュニティの現状および将来像に関する事項
- (6) 地域の意見等を学校経営に反映するためのシステムに関する事項
- (7) 地域の教育力の効果的な導入方法に関する事項
- (8) 継続的に制度を維持するための方策に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。





## 1 検討委員会委員

	区分	所属・役職等	氏名
1	学識経験者（会長）	東京学芸大学 准教授	柴田 彩千子
2	教育振興部長（副会長）	教育振興部長	三浦 康彰
3	町会関係者	練馬区町会連合会 副会長 練馬中央自治会会長	木内 幹雄
4	学校応援団関係者	上石神井小学校応援団 副団長兼事務局長	伊藤 さおり
5	青少年委員	青少年委員会会長	関口 泰五
6	小学校 PTA 連合代表者	小学校 PTA 代表者	
7	中学校 PTA 連合代表者	中学校 PTA 連合協議会副会長	田中 美佳
8	幼稚園長会代表者	北大泉幼稚園長	金子 洋子
9	小学校長会代表者	中村小学校長	中村 直人
10	中学校長会代表者	貫井中学校長	桐野 和之
11	実証校校長	練馬東小学校長	高野 正之
12	実証校地域代表者	練馬東小学校	浅沼 敏幸
13	実証校校長	光和小学校長	矢島 直行
14	実証校地域代表者	光和小学校	長濱 秀幸
15	実証校校長	豊溪中学校長	山根 浩孝
16	実証校地域代表者	豊溪中学校	芝崎 健二
17	統括コーディネーター	光が丘第一中学校 学校支援コーディネーター	下地 京子

## 2 事務局

	区分	所属・役職等	氏名
1	危機管理室	区民防災課長	村野 真啓
2	地域文化部	地域振興課長	臼井 素子
3		協働推進課長	渡邊 秀樹
4		教育振興部	教育総務課長
5		教育指導課長	山本 浩司
6		副参事	風間 浩也
7	子ども家庭部	子育て支援課長	山根 由美子
8		青少年課長	小島 芳一

## 3 庶務担当

教育指導課 統括指導主事 原 僚平（CS 担当）  
                   指導主事 小林 宏幸（練馬東小担当）  
                   指導主事 田口 暁之（光和小担当）  
                   指導主事 高橋 庸介（豊溪中担当）  
                   管理係長 鴨志田 公孝  
                   管理係主査 横田 佑一  
                   サポート人材推進係長 菅原 貴子  
                                   主任 前村 安範  
 教育総務課 庶務係長 竹岡 博幸



練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱

令和5年3月30日  
4 練教教指第4404号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会制度の導入に向けた諸条件に関する実証を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 練馬区立小・中学校（以下「区立学校」という。）のうち、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した学校（以下「実証校」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項の規定による指定に当たっては、当該指定をしようとする区立学校にその旨を通知するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 委員は、つぎに掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

(1) 実証校の地域住民（練馬区立学校通学区域に関する規則（昭和59年2月練馬区教育委員会規則第1号）第2条に規定する学校の通学区域に住所を有する者をいう。以下同じ。）

(2) 実証校の保護者（実証校に通学する児童または生徒の保護者をいう。以下同じ。）

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 実証校の学校長

(5) 前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

2 前項3号に掲げる委員については、実証校の学校長が委員会に推薦することができる。

3 委員会は、前項の規定による推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、これにより当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

4 委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱するものとする。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は1年とし、同条第4項に規定する補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解職)

第6条 委員会は、委員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に違反して秘密を漏らした場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員に必要な適格性を欠く場合

(会長および副会長)

第7条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。ただし、委員が当該協議会に係る実証校の教職員である場合は、当該委員を除く委員のうちから会長を選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議会の承認)

第10条 実証校の学校長は、つぎに掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学校予算の編成および執行に関する事項

(4) 施設、設備等の管理および整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、実証校の学校長が必要と認める事項

(協議の結果に関する情報の提供)

第11条 協議会は、前条に規定する基本的な方針に基づく実証校の運営および当該運営への必要な支援に関し、地域住民、保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、実証校とこれらの者との連携および協力に資するため、実証校の運営および当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(意見の申出)

第12条 協議会は、実証校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会または当該実証校の学校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、実証校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、委員会を経由するものとする。

(評価)

第13条 協議会は、実証校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。

(意向の把握および運営の状況の公表)

第14条 協議会は、保護者および地域住民の意向を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとする。

2 協議会は、その運営の状況について、保護者および地域住民に対し公表するものとする。

(協議会に対する情報の提供および説明)

第15条 委員会は、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に対し情報の提供および説明を行うよう努めるものとする。

(適正な運営を確保するための措置)

第16条 委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、実証校の運営に現に支障が生じ、または生ずるおそれがあると認める場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

2 第7条から第8条まで、第11条から第14条までおよび前項に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

